

令和 6 年 3 月 1 5 日
千葉県報 第 13922 号 別 冊
千葉県選挙管理委員会告示第 6 号

令和 5 年 8 月 6 日執行柏市議会議員一般選挙

当選の効力に関する 審査の申立てに対する裁決書

千葉県選挙管理委員会

裁 決 書

千葉県柏市
審査申立人 秋本 かすみ
千葉県柏市
審査申立人 鈴木 純
千葉県柏市
審査申立人 高田 保典
千葉県柏市
参 加 人 小川 学

上記審査申立人から、令和5年11月1日に提起された同年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

令和5年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、柏市選挙管理委員会が同年10月13日付けで行った棄却の決定を取り消す。

本件選挙における当選人小川学の当選を無効とする。

事 案 の 概 要

審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和5年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）について、同月15日に柏市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同年10月13日にこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をし、同月14日に申立人に対して決定書を交付し、同月16日に決定書の要旨を告示した。

申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人小川学（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

当事者の主張の要旨

1 申立人の主張

令和5年5月6日から令和5年8月6日まで（以下、「本件期間」という。）の当選人の住所は柏市つくしが丘3丁目（以下「本件住所地」という。）とされているが、生活の本拠は柏市内ではなく船橋市本町4丁目（以下「前住所地」という。）にあり、本件選挙の被選挙権は有していないことから、当選人の当選を無効とすべき

である。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

(1) 本件住所地における水道・電気・ガス使用量について

当選人の主張に従って申立人が試算した水道・電気・ガス使用量と比較して、本件住所地における実際の使用量は著しく少ない。

(2) 本件期間中の領収書について

市委員会は、「当選人に対し、5月から8月末までの期間の食品・日用品関係の領収書（バーコード決済などの利用明細等含む）の提出を求めたところ、98件の提出があった」としているが、必要なのは本件期間の領収書であり、本件期間のものが何件であるかは不明である。

(3) 本件住所地近隣住民の目撃証言について

市委員会は、本件住所地の「アパートの住民に聞き込みを行ったところ、実際に見たことはないが、春頃、当選人の部屋のドアに表札がでていた時があったので、短い期間だったが住んでいたのだと思う、とのことであった。」としているが、これ以外に近隣住民からの聞き取り調査は無い。本件期間に当選人の姿を実際に見たことがあるという証言は皆無である。

(4) 前住所地における水道・電気・ガス使用量について

本件期間中は、前住所地は従前4人世帯であったものが3人世帯に減少したのであるから、水道・電気・ガスの使用量は減少するはずであるが、一部の期間を除き使用量が増加している。

(5) 交通系ＩＣカードの利用履歴について

市委員会は、「交通系ＩＣカードの利用記録の提出を当選人に求めたが、存否については『無』で回答があった」としているが、交通系ＩＣカードの利用記録の提出を当選人が拒否したことは、本件住所地に生活の本拠がなかったことの証明であって、決して本拠があったことの証明ではない。

(6) 住所変更の手続について

当選人は、郵便物の転送届、運転免許証の住所変更手続、令和5年4月23日執行の船橋市議会議員一般選挙の選挙運動費用収支報告書の出納責任者である当選人の住所変更、クレジットカード・銀行のキャッシュカードの住所変更、政治団体設立届の主たる事務所の住所変更など、社会通念上当然すべき手続を行っていない。

2 市委員会の弁明内容

(1) 本件住所地における水道・電気・ガス使用量について

本件住所地における水道・電気・ガスの使用量について、いずれにおいても、一人世帯の1ヶ月あたりの平均使用量を下回っていたが、使用状況に関する当選人の主張を鑑みると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではなく、また、これらの使用量の範囲内で日常生活を営むことは可能であったと判断した。

なお、令和5年5月1日から6月4日の期間の水道使用量が0 m³と著しく少ないが、当選人の証言によれば、令和5年5月20日から6月3日までは病院に入院しており、5月中は銭湯に行っていたとしている。

市委員会では、それら証言を否定する客観的な根拠は見当たらないと判断したことから、水道使用量が1 m³に満たない範囲で、当選人の言う日常生活を営むことは可能であったと判断したものである。

よって、当選人が本件期間中、本件住所地において起臥^{き が}することができる状況にあったと市委員会は判断した。

(2) 本件期間中の領収書やA T Mの利用明細書について

当選人の5月から8月末までの期間の食品・日用品関係の領収書（バーコード決済などの利用明細等含む）の提出を求めたところ、98件の提出があった。その内、78件が飲食店の利用によるものであり、8件がスーパーやコンビニエンスストアでの食料品等の購入によるもの、7件が銭湯の利用によるものであった（残り5件はその他）。

領収書の提出のあった飲食店を調査したところ、ある店舗では当選人が週に2回から3回ほど来店していたことや、ある店舗では5月から7月を中心に定期的に利用していたことを裏付ける証言を得た。

また、同一のスーパーの利用は6件あり、それと併せて、スーパーに隣接するA T Mで当選人名義の金融機関から定期的に現金を払い出している利用明細書が当選人から提出されている。

銭湯の利用については、2店舗についての提出があり、銭湯Aでは5月中の利用が3件、銭湯Bでは5月中の利用が3件、7月中の利用が1件であった。

店舗に確認したところ、銭湯Aでは、当選人が8月中の何日かにわたって利用したことは覚えており、その際、日付が空欄の領収書を求められ当選人に渡したが、聞き取りした店員の記憶では5月には来ていないとのことであった。当選人から提出のあった銭湯Aの領収書と銭湯Aで得られた証言には齟齬が見られるため、当該領収書と証言について本件では採用しないこととした。

また、銭湯Bでは、当選人から提出された7月付けの領収書の様式が、9月以降に発行しているものであることが証言された。こちらについても、当選人から提出のあった銭湯Bの領収書の内7月分については、銭湯Bで得られた証言と齟齬が見られるため、当該領収書と証言について本件では採用しないこととした。なお、銭湯Bでは5月分の領収書が当選人から提出されていることから、5月については、当選人は銭湯Bを利用していたことが窺える。

提出された領収書の内、銭湯に関するものについては一部疑問点が残るものの、このことをもって当選人が銭湯を利用していなかったと判断することはできない。飲食店やスーパー等の領収書、現地での証言やA T Mの利用明細書から考えると、当選人が本件住所地の周辺で飲食や買い物をしていたことが窺える。

当選人より提出された領収書から、当選人が本件住所地周辺で日常的に飲食や

買い物をしていたことが窺え、このことは当選人が本件住所地において起^き臥^がしていたことを、直接的ではないにせよ、間接的に示すものである。

(3) 本件住所地近隣住民の目撃証言について

前住所地及び本件住所地における宿泊の頻度について、当選人から提出のあった資料によれば、5月は18回、6月は28回、7月は31回、8月は29回、本件住所地において寝起きしていた。(令和5年5月19日は前住所地で寝起きし、同年5月20日に船橋市の病院で入院し、令和5年6月3日に退院した。)

このことについて、本件住所地のアパートの住民に聞き込みを行ったところ、実際に見たことはないが、春頃、当選人の部屋のドアに表札がでていた時があったので、短い期間だったが住んでいたのだと思う、とのことであった。

本件住所地のアパートの住民からは、実際の目撃証言は得られなかったが、当選人から提出のあった領収書を発行した飲食店からは、当選人が実際に来店していたという証言を得られたため、アパートでの目撃証言が無かったからといって、当選人が本件住所地に居住していなかったとは言えないと判断した。

(4) 前住所地における水道・電気・ガス使用量について

前住所地の水道、電気、ガス使用量が前年同時期と比べて増える要因としては、令和5年の記録的な猛暑等、様々な要素が可能性として考えられるが、実際に増加している理由については確認できなかったため、市委員会の決定の判断材料とはしていない。

(5) 交通系ＩＣカードの利用履歴について

当選人から交通系ＩＣカードの利用記録については「無」と回答があったため、市委員会としては、当選人が交通系ＩＣカードを利用することなく前住所地と本件住所地を行き来していたと判断した。

(6) 住所変更の手続について

当選人の証言によれば、郵便局の転送届を出さなかった理由は、出さなくても不便ではなかったとのことであり、市委員会としては、郵便局の転送届を出さなかったことをもって、当選人が本件住所地に居住していなかったとは言えないと判断した。

また、銀行やクレジットカードの住所変更手続きを行っていないことだけをもって、本件住所地に生活の本拠が無かったとする主張は採用できない。

3 生活の本拠に関する当選人の主張

(1) 関係住所地の状況

① 令和5年4月25日あたりから柏市の不動産会社に即入居可能な物件を問い合わせ、4月28日に契約を行い、同日タクシーで前住所地から本件住所地に引っ越した。インターネットで物件の写真をしているので内覧は必要なかった。

本件住所地へ引っ越す際に運んだものは、布団、衣類、折り畳みテーブルと

椅子、コップ、パソコンであり、引っ越して数日後カーテンを購入した。

水道は5月1日、電気は5月2日、ガスは5月6日に契約した。引っ越しから契約までの間、水道、電気は使用可能であった。

- ② 家族は妻と子2人の4人家族であり、妻子は前住所地に引き続き居住している。月に1～2回程度前住所地に帰ることはあったが、本件期間中は5月19日と入院していた5月20日から6月2日までを除き、本件住所地で寝起きしていた。
- ③ 8月20日に本件住所地から柏市柏5丁目（以下、「現住所地」という。）に引っ越した。荷物は数回に分けて電車で運んだ。

（2）本件住所地における生活行動

- ① 本件期間中の平日は、8時前には起床し、ごみの日（月曜、木曜）は8時半までにゴミ出しを行い、9時から在宅勤務を開始していた。お昼休みには近所のスーパーのお弁当を購入するか、近所の飲食店へ行っていた。午後は自宅に戻り在宅勤務を継続していた。18時過ぎには、再度近所のスーパーのお弁当を購入するか、近所の飲食店へ行っていた。就寝時刻は0時頃であった。
- ② 本件期間中の休日は、ゆっくり朝9時頃起床し、パソコンのネットニュースを1時間くらい確認していた。朝食はほとんど摂らないことが多く、お昼前には家から出て外出し近隣の街並みや人の流れを調査しながら、これからの選挙戦をどのように活動して行こうか確認しながら、街の隅々を散策することが多かった。帰宅はだいたい夜になることが多かった。昼食、夕食は外食がほとんどである。就寝時刻は0時頃であった。
- ③ 選挙運動期間中は、5時には起床して家を出ており、6時前には柏市内の主要な駅前に立ち、通勤客に対して朝の挨拶を行っていた。また、8時以降には選挙運動としてチラシの配布および街宣活動を行っていた。この活動は途中で短時間の休憩を挟むものの、20時までには続いていた。20時を過ぎてからは、外食をしてから自宅に戻り、帰宅後はゆっくり入浴をした後は、数時間メールのチェックや返信をし、翌日の選挙運動計画や準備をして就寝することが常だった。

（3）本件住所地における光熱水費の状況

- ① 家では一切自炊はしない。
- ② 洗濯はコインランドリーを利用していた。利用店は銭湯Aの1階であり、週に1回（土曜か日曜）の頻度で、主に下着、ハンカチ、靴下、シャツを洗濯のみ（乾燥はしない）行っていた。他のコインランドリーは知らない。洗濯物は本件住所地に持ち帰り、衣類を針金のハンガーにかけて、ロフトに引っ掛けるようにして乾かしていた。シャツはハンガーに重ねてかけても乾いた。衣類は着替えない日もある。
- ③ お風呂は、5月は銭湯に行っており、6月以降はシャワーを1週間に1～2回ぐらいの割合で利用していた。本件住所地から銭湯Aまでは徒歩15分ぐら

い、銭湯Bまでは徒歩30分弱だった。在宅勤務なので、洗顔や歯磨きは1日に1回以内であった(洗顔、歯磨きをしない日もあった)。選挙運動期間中は、自宅で湯船に浸かるようになった。選挙期日後はお風呂に入る習慣がついたので、なるべくお風呂に入っていたが、徐々に怠け癖が出て回数が減ってきた。9月以降は議会に行くことがある時はお風呂に入るようにしている。

④ トイレは、本件期間中の平日は自宅か(3～4回/日)、外出時に近所のスーパーや飲食店を利用していた。本件期間中の休日は、外出していることが多いので、トイレは自宅か(1～2回/日)、外出時に近所のスーパーや飲食店を利用していた。

⑤ エアコンは、5月は暑くなくても除湿をつけたりして電気代が高くなってしまったので、6月は節約した。それ程暑さは感じなかった。

(4) 前住所地における光熱水費の状況

前住所地の光熱水費が増加している理由は、長男、長女が4月から大学生となり、2人とも今まで以上に身なりに気を付けるようになったことと、稀にみる異常気象による高温が原因と思われる。例えば、2人とも朝の通学前にお風呂に入るようになったり、入浴後はドライヤーを入念に利用するようになった。特に、長女は髪を伸ばしておりメイクに時間をかけるようになった。最近、長女がアルバイトをするようになって、手短になっていると思う。

(5) 交通系ICカードについて

数年前に運賃過剰請求ニュースが話題になったことがあったので、基本的にSuica、PASMOなどの交通系ICカードは利用しないようにしており、切符を購入している。そのため、市委員会へは交通系ICカードは未提出にしていたが、審査申立てにおいて執拗に交通系ICカードを要求していること、急いでいる時など場合によってはSuicaを利用することもあったことから、利用履歴を提出した。なお、新型コロナウイルス感染症流行前は在宅勤務ではなく会社に通勤しており、その際は交通系ICカードを使ったり、使っていなかったりした。

(6) 住所変更手続について

- ① マイナンバーカードは本件住所地への転入届と一緒に住所変更を行った。
- ② 運転免許証は持っているが、ほとんど運転はしないし、身分証明書はマイナンバーカードがあり、不便を感じなかったので住所変更を行わなかった。
- ③ 郵便物はそれほど多くなく、電子メールが多く、あまり不便を感じなかった。ので、転送届は出さなかった。当選後に当選無効の異議申出があつて色々と言われるのが嫌だから転送届を出した。

(7) 本件住所地に引っ越す際のタクシーの利用明細について

タクシーの明細はなく、タクシー会社も不明である。タクシーを利用した日時は4月28日18時頃であり、乗車場所は前住所地前でタクシー空車を捕まえ、降車場所は本件住所地前である。迎車は料金が高くなること、前住所地前は駅に

通じる大通りに面しており容易にタクシーを捕まえられる環境であったため、迎車は利用しなかった。

(8) 本件期間中の領収書について

提出した領収書は店舗から発行されたものをそのまま提出している。提出した領収書と店舗の控えに矛盾が生じている理由はわからない。

銭湯Aには、4月末から通い始めて、5月初旬も含めて通っていた。数回利用した後で、銭湯利用のエビデンスがあった方が何かといいのかな、と思い始めて、4月から通っていたことを説明して、4月に利用した分の領収書も遡って発行してほしいとお願いしたが断られた。また、日付空欄の領収書も断られた。せめて利用した当日分だけでも欲しいと申し出て、当日分のみ発行してもらった。領収書を発行してもらった日以外に本件期間中に銭湯Aを利用した日があるかは不明である。

銭湯Bは何度か利用しており、7月17日は領収書を貰わなかったので、9月になってから、店員に日付を遡って発行してもらったことが一度あった。

(9) 目撃証言について

① 昼食や夕食の為に新柏駅近くのスーパーAによく通っていたが、その途中には飲食店Aがあり、その店の店長には平日・休日とも路上でもよく顔を合わせており、挨拶もしていた。

② 本件住所地の恐らく2階に住んでいる70歳ぐらいの白髪の男性と会っている。土曜日、日曜日の休日に男性が階段の下で掃除していたので、たまたま会って挨拶したことがある。

(10) 立候補した選挙について

過去に平成27年、平成29年、平成31年、令和3年の船橋市議会議員選挙、令和元年11月の我孫子市議会議員選挙に立候補した。令和5年4月23日執行の船橋市議会議員選挙に立候補し、落選したので、本件選挙に立候補しようと思った。本件選挙に落選した場合は我孫子市議会議員選挙に立候補しようと思っていた。船橋がだめなら柏、柏がだめなら我孫子と何年も前から計画していた。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なもの認め、市委員会から弁明書及び証拠物件を、申立人からは反論書及び証拠物件をそれぞれ徴した。また、本件審査の申立ての利害関係人である当選人に対し、参加人として審理手続に参加することを求め、職権による質問を行ったほか、当選人から証拠物件を徴するなど、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

1 前提

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第9条第2項には「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に

住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、公選法第10条第1項第5号には「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が本件選挙の被選挙権の要件を満たすためには、本件期間中、引き続き柏市の区域内に住所を有する必要がある。

2 判断基準

公選法第9条第2項の解釈に当たっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4条に住民の住所に関する法令の規定の解釈が設けられており、『住所』とは、地方自治法第10条第1項に規定する『住所』と同一であり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいう。民法第22条でいうところの『生活の本拠』とは、私的生活の中心地を意味するものである。人の生活環境が複雑化した今日においては、何をもって生活の本拠と判断すべきかは極めて困難なケースも生じ得るが、個人の生活の実質関係を考慮して具体的に決定するほかない。」（『全訂住民基本台帳法逐条解説（日本加除出版株式会社）市町村自治研究会編著』61頁）と説明されている。

加えて、公選法第9条第2項における『市町村の区域内に』とは、同一の市町村の区域内にという意味である。同一市町村内であれば、何回住所を変えてもすべて通算される。」（『逐条解説公職選挙法改訂版（上）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範編著』91頁）とされている。さらに、「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれも住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、『現に起臥^{きぶ}しているところ』に住所を認定すべき」とされている（『前掲逐条解説公職選挙法改訂版（上）』93～94頁）。

判例では、公選法の選挙権（被選挙権）について、「一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば同一人が二ヶ町村で選挙権を行使し或は同一町村で二つの選挙権を行使し得るとなり、かゝる結果は町村制の認めないところであつて、（町村制第12条第3項参照）選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）と判断されている。

こうした観点から、当委員会は、当選人の住所について、以下のとおり、上記申立人の主張、市委員会の弁明内容及び生活の本拠に関する当選人の主張、下記認定事実等を基に、本件期間における当選人の生活実体を判断した。

3 当委員会が認定した事実

申立人、市委員会及び当選人から提出された証拠物件（当委員会で行った質問に対する回答を含む。）より認められる事実は、以下のとおりである。なお、これらに反する証拠はなく、申立人からの反証もない。

（１）当選人の住民登録の状況

当選人は、令和５年４月２８日に前住所地から本件住所地へ転入した旨を、同日柏市長に届け出た。

当選人は、同年８月２０日に本件住所地から現住所地に転居した旨を、同月２１日に柏市長に届け出た。

（２）関係住所地間の距離及び移動に要する時間について

前住所地、本件住所地、現住所地の間における距離及び所要時間については、以下のとおりである。

	前住所地	本件住所地	現住所地
前住所地	—	17.5km (徒歩 210 分) (自動車 36 分)	20.9km (徒歩 251 分) (自動車 43 分)
本件住所地	17.5km (徒歩 210 分) (自動車 36 分)	—	4.4km (徒歩 53 分) (自動車 9 分)
現住所地	20.9km (徒歩 251 分) (自動車 43 分)	4.4km (徒歩 53 分) (自動車 9 分)	—

※ 距離は、Google マップの検索結果を使用している。

※ 括弧内は、徒歩は時速 5.0 km、自動車は時速 29.2 km（令和３年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査（国土交通省）集計結果整理表「表５旅行速度整理表」千葉県（千葉市を除く）の一般道路計の時間帯別交通量による加重平均の時速）で計算した場合の所要時間を計上している。

（３）各住所地の状況

① 本件住所地は、２階建て賃貸住宅の１階であり、１Ｋの専有面積 15.6 m²、賃料月額 29,100 円（共益費等込み）で、浴室・水洗トイレ（浴室とトイレは同室）、洗面台、台所（１口コンロ（ＩＨクッキングヒーター））、エアコン、ガス給湯器（都市ガス）が備え付けられている。

契約者は当選人であり、契約日は令和５年４月２８日、契約期間は令和５年４月２８日から令和７年４月２７日までの２年間であった。また、現住所地に転居したことに伴い、本件住所地の賃貸借契約は令和５年８月末で解約された。

② 前住所地は、１４階建てマンションの４階であり、専有面積 72.72 m²で、平成 12 年に当選人名義で所有権保存登記がされており、当選人の妻、長女及

び長男が住んでいる。

- ③ 現住所地は、3階建て賃貸住宅の3階であり、1Kの専有面積19.87㎡、賃料月額65,190円（共益費等込み）で、浴室・水洗トイレ（浴室とトイレは別室）、浴室乾燥機、洗面台、台所（2口コンロ（IHクッキングヒーター））、エアコン、ガス給湯器（プロパンガス）、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、椅子、テーブル、カーテンが備え付けられている。

（４）勤務先への住所変更届

「被保険者住所変更届」（提出日欄に令和5年4月29日とあるもの）が、同年5月1日または同月2日に、当選人の勤務先あてに郵送によって提出された。

（５）マイナンバーカードの住所変更

当選人のマイナンバーカードは、令和5年4月28日付けで前住所地から本件住所地へ住所変更された。

（６）郵便物の状況

当選人は、令和5年8月24日付けで日本郵便株式会社に、前住所地から現住所地への転送届を提出した。

（７）電車の利用履歴

当選人の交通系ＩＣカードの利用履歴（令和5年12月20日発行）は次のとおりであり、そのうち本件期間中の利用履歴は4件であった。

月日	種別	利用駅	種別	利用駅
0501	繰			
0803	入	東武柏	出	新柏
0804	現金	東武柏		
0804	入	東武柏	出	新柏
0805	入	柏	出	南柏
0807	入	新柏	出	東武柏
0807	入	東武柏	出	新柏
0809	入	新柏	出	東武柏
0809	入	東武柏	出	新柏
0810	現金	船橋		
0811	現金	新柏		
0816	入	新柏	出	東武柏
0816	入	東武柏	出	新柏
0817	現金	新柏		
0817	入	新柏	出	東武柏
0817	入	東武柏	出	新柏
0817	入	新柏	出	東武船橋
0817	入	東武船橋	出	新柏
0821	現金	新柏		

0822	入	新柏	出	東武柏
0822	入	東武柏	出	新柏
0822	入	新柏	出	東武柏
0822	入	東武柏	出	新柏
0823	入	東武柏	出	新柏
0823	入	新柏	出	東武柏

(8) 本件住所地及び現住所地の水道、電気及びガスの使用実績

本件住所地及び現住所地の水道、電気及びガスの使用実績は次のとおりであった。なお、いずれも当選人名義で契約している。

① 水道の使用実績

<本件住所地>

使用期間	使用量	請求額
5月1日～6月4日	0 m ³	1,654 円
6月5日～8月4日	5 m ³	2,789 円
8月5日～8月31日	27 m ³	3,459 円

<現住所地>

現住所地では水道使用料が共益費に含まれているため、水道使用量は確認できなかった。

② 電気の使用実績

<本件住所地>

使用期間	使用量	請求額
5月2日～5月2日	4kWh	204 円
5月3日～6月2日	117kWh	5,853 円
6月3日～7月2日	75kWh	3,215 円
7月3日～8月2日	170kWh	6,096 円
8月3日～8月30日	163kWh	5,661 円

<現住所地>

使用期間	使用量	請求額
8月22日～9月1日	45kWh	1,410 円
9月2日～10月1日	84kWh	2,966 円
10月2日～11月1日	62kWh	2,463 円
11月2日～12月1日	64kWh	2,495 円

③ 電気の日別・時間帯別使用実績

当委員会から当選人に対し、本件住所地に係る電気の日別・時間帯別使用実績に関する資料の提出を求めたが、当選人からは電力会社との契約を解約したため、資料の提出は不可との回答があった。

なお、令和6年3月4日に、当選人が本件期間中に契約していた電力会社に電話で確認したところ、解約後でも日別・時間帯別使用実績に関する資料の出

力は可能とのことであった。

④ ガスの使用実績

＜本件住所地＞（都市ガス）

使用期間	使用量	請求額
5月6日～5月24日	1 m ³	647 円
5月25日～6月23日	2 m ³	1,022 円
6月24日～7月24日	3 m ³	1,168 円
7月25日～8月24日	44 m ³	6,747 円

＜現住所地＞（プロパンガス）

使用期間	使用量	請求額
8月22日～9月12日	2.4 m ³	※ 1,637 円
9月12日～10月12日	2.4 m ³	3,515 円
10月12日～11月12日	2.1 m ³	3,337 円
11月12日～12月12日	5.1 m ³	5,119 円

※LPガス料金負担軽減支援事業により値引あり

（９）前住所地の水道、電気及びガスの使用実績

前住所地の水道、電気及びガスの使用実績は次のとおりであった。なお、いずれも当選人名義で契約している。

① 水道の使用実績

令和５年		令和４年		使用量の 前年比較
使用期間	使用量	使用期間	使用量	
12月8日～2月7日	26 m ³	12月7日～2月8日	35 m ³	▲9 m ³
2月8日～4月8日	27 m ³	2月9日～4月8日	24 m ³	+3 m ³
4月9日～6月8日	37 m ³	4月9日～6月7日	26 m ³	+11 m ³
6月9日～8月7日	31 m ³	6月8日～8月6日	28 m ³	+3 m ³
8月8日～10月7日	23 m ³	8月7日～10月7日	27 m ³	▲4 m ³
10月8日～12月6日	22 m ³	10月8日～12月7日	28 m ³	▲6 m ³

② 電気の使用実績

令和５年		令和４年		使用量の 前年比較
使用期間	使用量	使用期間	使用量	
12月26日～1月25日	487kWh	12月24日～1月25日	600kWh	▲113kWh
1月26日～2月23日	472kWh	1月26日～2月24日	497kWh	▲25kWh
2月24日～3月27日	386kWh	2月25日～3月27日	371kWh	+15kWh
3月28日～4月25日	245kWh	3月28日～4月25日	254kWh	▲9kWh
4月26日～5月25日	288kWh	4月26日～5月25日	227kWh	+61kWh
5月26日～6月25日	262kWh	5月26日～6月26日	310kWh	▲48kWh
6月26日～7月26日	611kWh	6月27日～7月26日	474kWh	+137kWh
7月27日～8月27日	568kWh	7月27日～8月25日	475kWh	+93kWh

8月28日～9月26日	514kWh	8月26日～9月27日	468kWh	+46kWh
9月27日～10月26日	288kWh	9月28日～10月26日	265kWh	+23kWh
10月27日～11月27日	269kWh	10月27日～11月27日	263kWh	+6kWh
11月28日～12月25日	293kWh	11月28日～12月25日	343kWh	▲50kWh

③ ガスの使用実績

令和5年		令和4年		使用量の 前年比較
使用期間	使用量	使用期間	使用量	
1月12日～2月7日	30 m ³	1月12日～2月7日	35 m ³	▲5 m ³
2月8日～3月9日	44 m ³	2月8日～3月10日	36 m ³	+8 m ³
3月10日～4月10日	39 m ³	3月11日～4月8日	26 m ³	+13 m ³
4月11日～5月11日	48 m ³	4月9日～5月11日	32 m ³	+16 m ³
5月12日～6月9日	44 m ³	5月12日～6月8日	22 m ³	+22 m ³
6月10日～7月10日	26 m ³	6月9日～7月8日	23 m ³	+3 m ³
7月11日～8月8日	25 m ³	7月9日～8月5日	16 m ³	+9 m ³
8月9日～9月8日	15 m ³	8月6日～9月7日	20 m ³	▲5 m ³
9月9日～10月11日	21 m ³	9月8日～10月7日	19 m ³	+2 m ³
10月12日～11月9日	24 m ³	10月8日～11月9日	36 m ³	▲12 m ³
11月10日～12月8日	24 m ³	11月10日～12月9日	26 m ³	▲2 m ³
		12月10日～1月11日	43 m ³	

※令和5年12月9日以降の使用実績は提出期限の関係で提出がなかった。

(10) 入院の状況

当選人は、令和5年5月20日に船橋市内の病院に入院し、同年6月3日に同所を退院した。

(11) 本件選挙に係る選挙運動用ポスター・ビラの納品先

当委員会から当選人に対し、本件選挙に係る選挙運動用ポスター・ビラの納品先がわかる資料の提出を求めたところ、表題は不明であるが、「A3タック耐光570枚」と称する印刷物を、印刷会社が本件住所地に令和5年7月26日付けで発送したことを報告する文書の提出があった。

同文書は印刷物の大きさから選挙運動用ポスターに関する資料と推測されるが、選挙運動用ビラの納品先がわかる資料については提出がなかった。

4 当委員会の判断

(1) 本件期間中の提出領収書の評価について

① 当選人から提出のあった領収書

当選人からは、本件期間中に柏市内の店舗を利用した証拠物件として、81件の領収書またはレシートの提出があり、その内訳は次のとおりであった。

日付	発行店	日付	発行店	日付	発行店
5/6(土)	<u>スーパーA</u>	6/17(土)	<u>飲食店A</u>	7/14(金)	飲食店A
同上	<u>柏駅前行政サービスセンター</u>	6/18(日)	飲食店A	7/15(土)	飲食店C
5/7(日)	飲食店A	6/19(月)	喫茶店B	7/16(日)	飲食店D
5/8(月)	銭湯A	6/20(火)	飲食店B	7/17(月)	銭湯B
5/9(火)	飲食店B	6/21(水)	喫茶店B	7/18(火)	飲食店B
5/10(水)	銭湯B	6/22(木)	飲食店B	7/19(水)	飲食店F
5/11(木)	喫茶店A	6/23(金)	飲食店E	7/20(木)	飲食店E
5/12(金)	銭湯A	6/24(土)	喫茶店B	7/21(金)	喫茶店A
5/13(土)	喫茶店B	6/25(日)	飲食店D	7/22(土)	飲食店A
5/14(日)	銭湯B	6/26(月)	喫茶店B	7/23(日)	喫茶店B
5/15(月)	飲食店A	6/27(火)	飲食店B	7/24(月)	飲食店E
5/16(火)	銭湯A	6/28(水)	飲食店C	7/25(火)	飲食店B
5/17(水)	飲食店C	6/29(木)	飲食店A	7/26(水)	飲食店G
5/18(木)	銭湯B	6/30(金)	飲食店B	7/27(木)	飲食店A
6/4(日)	<u>飲食店A</u>	7/1(土)	飲食店C	7/28(金)	喫茶店A
6/5(月)	飲食店D	7/2(日)	飲食店A	7/29(土)	<u>スーパーA</u>
6/6(火)	飲食店B	7/3(月)	喫茶店B	7/30(日)	<u>柏市中央公民館</u>
6/7(水)	飲食店C	7/4(火)	飲食店B	7/31(月)	<u>喫茶店C</u>
6/8(木)	喫茶店B	7/5(水)	飲食店F	8/1(火)	<u>喫茶店D</u>
6/9(金)	飲食店B	7/6(木)	喫茶店A	同上	<u>喫茶店E</u>
6/10(土)	飲食店A	7/7(金)	飲食店B	同上	新聞店A
6/11(日)	喫茶店B	7/8(土)	喫茶店B	8/2(水)	喫茶店A
6/12(月)	飲食店D	7/9(日)	飲食店C	8/3(木)	<u>喫茶店C</u>
6/13(火)	飲食店C	7/10(月)	喫茶店B	同上	飲食店A
6/14(水)	喫茶店B	7/11(火)	飲食店B	同上	<u>衣料品店A</u>
6/15(木)	飲食店B	7/12(水)	飲食店F	8/4(金)	<u>喫茶店C</u>
6/16(金)	飲食店C	7/13(木)	飲食店E	8/6(日)	<u>飲食店A</u>

※発行店欄のうち、下線のないものは発行日等が手書きされた領収書、下線のあるものは発行日時が機械印字されたレシート

② 飲食店Bの領収書

飲食店の領収書の日付はいずれも「2023年」と記載されている。この点について、令和5年12月15日に当委員会職員が飲食店Bの店員に聴取したところ、「領収書を記入する店員は特定されており、日付は通常『令和5年』と記載している」旨供述があった。

また、店員の1人は、「当選人は夏によく来ていた、夜の8時ぐらいに来て、1時間ほど飲んでいく、いつから来ていたか正確な時期は覚えていない、夏頃だったので服装は短パンだった」と供述した。さらに、他の店員は、「当選人は夏前には来ていた」と供述した。

③ 飲食店Fの領収書

令和5年12月15日に当委員会職員が飲食店Fの店員に確認したところ、飲食店Fの領収書は複写式・冊子タイプのものであり、領収書発行後は冊子内において領収書の控えのみが綴られていた。同店の領収書冊子には、当選人から提出のあった3件の領収書（以下 i・iii・iv）と同じ金額で同じ筆跡と思われる領収書の控えが存在したが、いずれもその日付欄は空欄であった。

そして、これらの領収書の控えは、

- i 日付空欄の領収書（7月5日付け領収書として当選人から提出のあった領収書と同じ金額）
- ii 8月31日付け他の客に対する領収書
- iii 日付空欄の領収書（7月12日付け領収書として当選人から提出のあった領収書と同じ金額）
- iv 日付空欄の領収書（7月19日付け領収書として当選人から提出のあった領収書と同じ金額）
- v 9月7日付け他の客に対する領収書

の順で存在しており、この順からは、当選人から提出のあった領収書は、iiとvに近接した日、すなわち8月下旬から9月上旬にかけて発行されたものであることが推測される。

この点について、当選人に質問したところ、理由はわからないとの回答であり、合理的な説明は得られなかった。

よって、当選人が提出した飲食店Fの領収書は、その発行日の記載の信用性が乏しいことから、証拠としての信用性はない。

④ 飲食店Gの領収書

令和5年12月15日に当委員会職員が飲食店Gの店員に確認したところ、飲食店Gの領収書には連番が振られており、店に領収書の控えが保存されていた。

その中には、当選人から提出のあった7月26日付けの領収書と同じ番号、同じ金額の領収書控えもあったが、当該領収書控えに記載されている発行日付は「8月27日」であった。

上記領収書控えの発行日付からすれば、当選人が「7月26日付け」として提出した領収書は、実際には「8月27日」に発行されたものであると認めるのが相当である。

この点について、当選人に質問したところ、理由はわからないとの回答であり、合理的な説明は得られなかった。

よって、当選人が提出した飲食店Gの領収書は、その発行日の記載の信用性が乏しいことから、証拠としての信用性はない。

⑤ 喫茶店Aの領収書

当選人から8月2日付けの領収書が提出されているが、当選人から提出のあった勤務記録によると、8月2日は「現地p a t c h用作業」と記載されていることから、令和6年1月24日に実施した当委員会の質問（以下、「県質問」という。）において同日の当選人の行動履歴を確認した。

当選人によると、8月2日は5時頃に北柏駅に行って、選挙運動のビラ、挨拶をして、8時くらいから電車に乗って、東京都杉並区で業務を行い、17時に東京都杉並区を出て、19時ぐらいに柏に帰ってきたとのことであった。

上記質問において、さらに「喫茶店Aには何時頃に行ったのか」と質問したところ、当選人は「8時頃まで選挙運動して、その後喫茶店Aに『ご飯に戻って』東京都杉並区へ行った」旨、回答を一部変遷させた。

この点について、令和6年1月26日に当委員会職員が喫茶店Aに電話で聴取したところ、同店店員は「同店の開店時刻は11時であるが客が来れば開店前でも開けることはある、早くて9時前くらいである」旨述べており、当選人の行動は同店の開店時刻と完全に矛盾しているわけではないことを確認した。

しかし、喫茶店Aは、当日朝当選人が選挙運動を行った北柏駅からは遠く、同店の最寄り駅（柏駅）からも約1.0km、徒歩約13分（Googleマップ調べ）の距離にあり、東京都杉並区の客先での勤務が控えている当選人がわざわざ同店に朝食を食べに行くのは大変不自然であると言わざるを得ない。また、当選人が提出した8月2日付け領収書の金額欄には440円との記載があるが、同店の440円のメニューはアイスコーヒーなど飲み物類に限られているのであって、「ご飯」すなわち朝食として立ち寄ったという当選人の説明はこれと矛盾する。

さらに、令和5年12月15日に当委員会職員が喫茶店Aの店員に聴取したところ、「ランチタイムなど忙しい時間帯には日付を空欄のまま領収書を発行している」旨供述した。

したがって、日付空欄のまま領収書を発行しているという店員の供述と合わせ考えると、当選人が提出した8月2日付け領収書は、同日以外の日に日付空欄で喫茶店Aが発行した領収書に、当選人本人が8月2日の日付を書き入れた可能性が高い。

よって、当選人が提出した8月2日付け喫茶店Aの領収書は、その発行日の記載の信用性が乏しいことから、証拠としての信用性はない。

⑥ 銭湯Aの領収書

令和5年9月25日に市委員会職員が銭湯Aの店員に聴取したところ、「(当選人は)1ヶ月前ぐらいに来ていた、日付なしの領収書を発行してくれと言われて発行した、合計で10枚くらい発行したと思う」と供述した。また、同店

員は、市委員会職員からの、「5月の領収書があるが（当選人は）来ていないか」という質問に対し、「来ていない」と回答した。

当選人は、銭湯Aの領収書について、令和6年1月9日に提出した当委員会からの質問に対する回答書（以下、「回答書」という。）において、「数回銭湯を利用した後で、銭湯利用のエビデンスがあった方が今後何かといいのかな、と思い始めて、恥も外聞も捨てて店員さんに銭湯の領収書を要請しました。その際には、参加人は4月から通っていたことを説明して4月に利用した分の領収書も遡って頂きたいとお願いをしましたが、それはお断りされてしまいました。また、日付空欄の領収書もお断りされました。それならばという事で、せめて本日利用した分だけでも頂きたいと申し出て、当日分のみを頂きました。」と述べている。

当選人は当日利用した分の領収書のみを発行してもらったと供述する一方で、銭湯Aの店員は日付なしの領収書を発行したと供述しており、矛盾が生じている。

この点について、当選人に質問したところ、理由はわからないとの回答であり、合理的な説明は得られなかった。

銭湯Aの領収書を遡って求めたという当選人の主張の不自然さや、同一の領収書中の日付欄・名宛人欄の筆跡とその余の欄の筆跡の違い等を合わせ考えると、銭湯Aの店員の供述の信用性は高く、当選人の主張は認められない。

よって、当選人が提出した銭湯Aの領収書は、そもそも発行日が記載されていなかったものと推測され、その発行日の記載の信用性が乏しいことから、証拠としての信用性はない。

⑦ 銭湯Bの領収書

当選人提出の令和5年7月17日付け銭湯B領収書には、インボイス登録番号が記載されている。

この点につき、令和5年9月29日に市委員会職員が銭湯Bの店員に聴取したところ、「インボイス制度に対応した領収書は、9月以降に発行している、9月以前に発行することはない」と供述した。

銭湯Bの店員の供述は具体性があり、その信用性は高い。

よって、当選人が提出した令和5年7月17日付け銭湯B領収書は、その発行日の記載の信用性が乏しいことから、証拠としての信用性はない。

⑧ 小括（提出領収書に信用性はないこと）

上記認定のとおり、当選人から提出のあった領収書のうち、一部店舗の領収書については、店員の供述と明らかな矛盾が発生しており、証拠としての信用性はない。

そして、当選人によって日付を意図的に加筆したことが窺える領収書が複数提出されていること、当選人から提出のあった領収書はその大半が機械発行によるレシートではなく手書き記入の領収書であって、そのうちの多くの日付欄

の筆跡が相互に酷似していること、本件選挙の告示日以前の時期の領収書は、5月6日分を除き1日1件しか提出されていないこと（そのため、例えば銭湯の領収書がある日には飲食店の領収書がない等の状況がみられる）、当選人は領収書の必要性を十分認識していながら、連日通っていたと主張するスーパーAのレシートを廃棄したと述べていることなど、極めて不自然な点が多い。

以上の事情からすると、当選人から提出のあった領収書は当選人が選挙期日以後に日付を意図的に加筆したものである可能性が否定できず、これらは証拠としての信用性に欠けるものであると言わざるを得ない。

よって、領収書等を鑑みると当選人の主張には一定の信憑性があるとする市委員会の主張は採用することはできず、本件期間中の領収書が提出されたことをもって、当選人が本件住所地に居住していたと認めることはできない。

（２）ＡＴＭの利用履歴の評価について

- ① 当選人から提出のあった金融機関の取引明細（以下、「当選人提出明細」という。）のうち、本件期間中にＡＴＭを利用した取引履歴は次のとおりであった。

なお、当選人提出明細には表頭が記載されていなかった。

5月6日	カード	スーパーA	6月25日	カード	スーパーA
5月7日	カード	スーパーA	6月27日	カード	スーパーA
5月11日	カード	スーパーA	6月29日	カード	スーパーA
5月12日	カード	スーパーA	6月30日	カード	スーパーA
5月13日	カード	スーパーA	6月30日	カード	スーパーA
5月15日	カード	スーパーA	7月1日	カード	スーパーA
5月15日	カード	スーパーA	7月2日	カード	スーパーA
5月17日	カード	スーパーA	7月6日	カードC1	
5月18日	カード	スーパーA	7月6日	カード	スーパーA
5月23日	カードC1		7月7日	カード	スーパーA
6月3日	カードC1		7月8日	カード	スーパーA
6月3日	カード	スーパーA	7月8日	カード	スーパーA
6月3日	カード	スーパーA	7月11日	カード	スーパーA
6月3日	カード	スーパーA	7月13日	カード	スーパーA
6月5日	カード	スーパーA	7月15日	カード	スーパーA
6月5日	カード	スーパーA	7月17日	カード	スーパーA
6月7日	カード	スーパーA	7月18日	カード	スーパーA
6月8日	カード	スーパーA	7月21日	カード	スーパーA
6月9日	カード	スーパーA	7月23日	カード	スーパーA
6月10日	カード	スーパーA	7月25日	カード	スーパーA
6月14日	カード	スーパーA	7月27日	カード	スーパーA

6月15日	カード	スーパーA	7月29日	カード	スーパーA
6月17日	カード	スーパーA	7月29日	カード	スーパーA
6月17日	カード	スーパーA	7月31日	カード	スーパーA
6月20日	カード	スーパーA	8月2日	カード	スーパーA
6月22日	カード	スーパーA	8月4日	カード	スーパーA
6月23日	カード	スーパーA	8月6日	カード	スーパーA
6月24日	カード	スーパーA	8月6日	カード	スーパーA
6月24日	カード	スーパーA			

※日付には全て「2023年」と記載があった。

※同金融機関ホームページには、「カード」は「当行ATMでのキャッシュカードによるお取引引き」、「カードC1」は「コンビニATMでのお取引引き」と説明書きがあった。

また、当選人は、連日ATMから現金を引き出している理由として、回答書において「財布にはいつも最小限の金額しか持参しません。特に生活圏内に銀行ATMがある事によってATMを財布代わりに利用させて貰っています。」と回答した。

- ② 当選人は、当選人提出明細中、「スーパーA」との記載は自動で入力されたものと説明している。

しかし、当選人提出明細は、同金融機関のインターネットバンキングにて表示できる「入出金明細」と推測できるところ、そうであれば当選人提出明細の右端欄は「メモ」欄となる。そして、同金融機関ホームページの記載によれば、「メモ」欄は利用者において記入可能とのことである。

したがって、当選人提出明細中の「スーパーA」との記載は自動で入力されたものとは認められない。また、かかる記載があることもって、当選人が「スーパーA」に設置されているATMを利用したと認定することはできない。

- ③ 令和6年1月19日、当委員会は、当選人に対し、ATMの処理店がわかる資料として、同金融機関の「取引推移表」の提出を求めた。

これに対し、当選人からは「同金融機関口座を解約したため、資料の提出は不可」の旨回答があった。

しかし、上記のとおり、当選人は当該口座につき「ATMを財布代わりに利用させて貰っています。」と供述しており、また実際にも、当該口座を光熱水費の振替や給与の振込に利用しているのであって、これを簡単に解約するとは考えづらく、当選人の行動は極めて不自然である。

また、県質問時、当選人は口座解約につき言及していなかったことから、解約が事実であれば当選人がこれを行ったのは、当委員会が「取引推移表」の提出を求めた日（1月19日）以降であり、かつ県質問の日（1月24日）以降の日であると推測される。当選人が実際に柏市内のATMを利用しているのであれば、「取引推移表」は当選人にとって有利な、極めて重要な証拠となること

は明らかであり、そのことは県質問時のやりとりにおいて当選人自身十分認識していたはずであるし、そもそも当委員会が物件提出要求までしている口座を当選人自身が解約するとは考えにくい。

そうであるにもかかわらず、当選人が「取引推移表」を提出しない理由は、これが当選人にとって不利な証拠であるためと推測するのが合理的である。

- ④ 市委員会は、ＡＴＭの利用明細書から考えると、当選人が本件住所地の周辺で飲食や買い物をしていたことが窺われると主張する。

しかし、上記認定事実のとおり、当選人提出明細に記載されている店舗名が、利用ＡＴＭの設置店舗であるかは明らかとはいえず、当該取引履歴には証拠としての信用性はない。

したがって、市委員会の主張は採用できず、当選人が柏市内のＡＴＭを利用していたとの認定はできない。また、当選人が「取引推移表」を提出しないこと、当選人の前住所地の道路を挟んで向かい側には同金融機関の支店があること等の事情を合わせ考えれば、当選人提出明細の記載内容は、むしろ当選人が本件住所地に居住していなかったことを推認させるものであるというべきである。

（３）本件住所地における水道・電気・ガス使用量について

- ① 本件住所地及び現住所地における水道・電気・ガス使用量と平均的な使用量を比較すると次のとおりとなる。なお、「平成２６年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査（東京都）」では、電気・ガス使用量に応じて５段階でクラス分けを行っており、最も使用量が少ないクラス１（平均値▲５０％以下）の平均値についても併記している。

＜水道使用量＞

（単位：ｍ³）

分類	５月	６～７月	８月	月平均値
実態調査による平均値	—	—	—	８.１
本件住所地	０	５	２７	—

※平均値は「令和２年度生活用水実態調査（東京都）」による一人世帯の平均値
各月における平均値は不明

＜電気使用量＞

（単位：ｋＷｈ）

分類	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月
全平均値	１５６	１４８	１８３	２２６	１７８	１５５	１６１
クラス１	５８	５５	６５	８８	７５	６４	６４
本件住所地	１１７	７５	１７０	１６３	—	—	—
現住所地	—	—	—	４５	８４	６２	６４

※平均値は「平成２６年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査」による集合住宅・一人世帯の平均値

<ガス使用量>

(単位：m³)

分類	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
全平均値	15	11	10	8	8	10	15
クラス 1	6	4	3	2	3	4	5
本件住所地	1	2	3	44	—	—	—
現住所地 (都市ガス換算)	—	—	—	2.4 (5.4)	2.4 (5.4)	2.1 (4.7)	5.1 (11.4)

※平均値は「平成 26 年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査」による集合住宅・一人世帯の平均値（都市ガス）

※現住所地（都市ガス換算）使用量は、都市ガスを 10,750kcal/m³、プロパンガスを 24,000kcal/m³として計算

本件住所地における使用量は、電気についてはクラス 1 の平均値を上回るものの、水道については月平均値を下回っており、ガスについては 7 月及び 8 月を除きクラス 1 の平均値を下回っている。

- ② 当選人は、水道・ガス使用量が少ない理由として、「入浴につき、5 月は銭湯に通っていた、6 月以降は週 1～2 回程度シャワーを浴びていた（ただしかかる説明は変遷している）、選挙運動期間中は湯を張って湯船に浸かっていた」旨供述している。

しかし、当選人は在宅勤務とはいえ、昼食・夕食のために毎日外出していたと主張しているのであって、比較的気温の高い 6 月から 7 月にかけて、入浴が週 1～2 回のシャワーのみであったという当選人の説明はにわかには措信しがたい。

また、そもそも当選人は、市質問においては「退院した 6 月 3 日以降は週に 1 回くらい本件住所地でシャワーを浴びていた」旨供述していたにもかかわらず、令和 5 年 12 月 22 日に当委員会に提出した意見書（以下、「意見書」という。）及び県質問において、「6 月 3 日以降は週に 2～3 回くらい本件住所地でシャワーを浴びていた」旨供述を変え、さらには令和 6 年 1 月 26 日の当委員会との電話においては「シャワーを浴びたのは週 1～2 回程度だった」旨供述を変遷させたのであって、この点においても当選人の説明は信用性に乏しい。

さらに、8 月以降のガス使用量が増えていることにつき、当選人は「選挙期日以後は選挙運動期間中の習慣で最初は湯船に浸かっていたが段々怠けてしまった、9 月以降は議会がある日の前日はシャワーを浴びるようにしていた」旨供述しているが、この説明ではガス使用量の増加の理由として十分ではないし、そもそもかかる供述内容自体不自然、不合理であると言わざるを得ない。

- ③ 当選人は、衣類の洗濯については、「銭湯に通っていない期間であっても週 1 回程度銭湯 A（本件住所地から約 2 km）の 1 階にあるコインランドリーを利用していた、乾燥機は使用していなかった」旨供述しているが、この点についても不自然な点が多い。

本件住所地の近辺には別のコインランドリー（本件住所地から約900m）があるが、当選人は「街の隅々を探索」していたと述べている（意見書2、4、6頁）にもかかわらず、その店舗の存在を知らなかった。

また、「コインランドリーで乾燥機は使用せず、濡れた洗濯物を約2km離れた本件住所地に持ち帰り、針金のハンガーに下着のシャツとシャツを重ねてかけて、本件住所地で干していた、衣類は着替えない日もあった」旨供述するなど、当選人の説明は不自然と言わざるを得ない。

なお、当選人は市委員会の質問や、令和5年12月14日付け当委員会からの質問書（以下、「質問書」という。）において再三にわたり本件住所地への持ち込み物品について質問されていたにもかかわらず、県質問において初めてハンガーの持ち込みについて言及したものであり、この点においても当選人の説明は信用性に乏しい。

- ④ 光熱水費は生活様式によって個人差が生じるものであり、使用量が平均値より下回ることをもって直ちに生活の本拠がなかったと判断することはできない。

しかし、当選人の説明は不自然な点が多く、また、当選人の主張を裏付ける証拠はないばかりか、銭湯Aの領収書及び銭湯Bの一部の領収書については、店舗の証言と矛盾が生じていることから、当選人の主張は採用できない。

よって、本件住所地における水道・電気・ガス使用量をもって、当選人が本件住所地で現に起臥^{きが}していたと判断することはできない。

（４）関係者の供述の評価について

① 本件住所地のアパート住民

令和5年9月29日に市委員会職員が本件住所地のアパート住民に聴取したところ、同人は、「春頃、ドアに表札がでていた時があったので、短い期間だったが住んでいたのだと思う、（住んでいる姿を）見たことはない」と供述した。

② 本件住所地の近隣住民

令和5年12月25日に当委員会職員が、本件住所地の前にある2件の住宅（当該住宅の2階バルコニーからは本件住所地の庭と庭側に面した窓が見える）の住民に聴取したところ、住民Aは、「本件住所地には去年（令和4年）のモミジがある頃までは女の人が住んでいて綺麗にしていたが、その後は人の気配がなかった」旨、また、住民Bは「本件住所地には1年位前まで女の人が男の人と一緒に住んでいた、洗濯物を取り込む際や雨戸を閉める際などに2階から見えるが、（前住居人が引っ越してから）電気が点いていたとか、人が住んでいたように感じなかった」旨供述した。

近隣住民の家の2階は本件住所地を見下ろす位置にあり、当選人の主張どおり本件住所地にカーテンを設置していたのであれば、近隣住民が居住の気配に気付かないのは極めて不自然である。

なお、当選人は市委員会の、本件住所地に引っ越した時に「家財道具を買ったか」旨の質問に対し、「買ってないですね」と述べ、質問書において「本件住所地に設置されていた家財道具について、本件住所地に備え付けられていたもの、前住所地から持ち込んだもの、本件住所地に転居するにあたり新たに購入したものを、それぞれ詳細に記載してください（エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、食器、衣類、布団、ファブリック類など）」との質問に対し「新規購入 特になし」と回答していたところ、県質問において突如「カーテンをスーパーAで新規購入した」旨述べたものであり、そもそもこの変遷が不自然である。

また、当委員会がスーパーAから聴取したところによると、そもそも同店ではカーテンの取り扱いはないとのことであるから、本件住所地にカーテンが設置された事実はないものと認めるのが相当であり、本件住所地には継続的な居住者はいなかったと考えられる。

③ 飲食店A・Bの店員

飲食店Aの店員は、当委員会職員に対し、「(当選人は) 多い時は週1回来ていた、いつも夜だったと思う、夏前から来ていたと思う。話はあまりしていない」(令和5年12月15日聴取)、「(当選人と道端で挨拶をしたことはあるか、という当委員会職員の質問に対し) 覚えているのは1回だけで、よく覚えていないが夏ぐらいだったと思う、それまでにも挨拶されたかもしれないが顔と名前を認識していなかったので覚えていない」(令和5年12月25日聴取)と述べており、また、飲食店Bの店員のうち1名は「(当選人は) 夏によく来ていた、夜の8時くらいにきて、1時間ほど飲んでいく、いつから来ていたか正確な時期は覚えていない、あまり話はしない」、もう1名は「夏前には来ていた」と述べている(令和5年12月15日聴取)。

この点、当選人は、市委員会の質問に対し、居住実体の説明として「近所に食べに行ったりとかで、やっぱりその仲良くなっているところがあって、近所の居酒屋さんとかお寿司屋さんとかにはご挨拶しているし、飲食店Aというのが近所にある、4月29日に、引っ越した翌日に、ご挨拶をしていただき引っ越してきたのでお願いしますと、私結構和食とか好きなんでね、何回か利用させていただきましてと言って、仲良くさせていただいていますので、住んでいることは間違いないです」と述べ、令和5年12月22日付け「意見書」では「(飲食店Aの店長には) 平日・休日とも路上でもよく顔を合わせており、挨拶もしていた。」と説明しているが、かかる当選人の説明は上記各店員の供述と相違するものである。

また、この点を措くとしても、各店員の供述は曖昧なものであると言わざるを得ないし、仮に供述の内容が事実であったとしても、当選人が本件期間中に週1～2回程度、これらの店舗を訪れたことを裏付けるものに過ぎず、当選人が本件住所地において現に起臥^{おき}していたことを示す事実とはいえない。

④ 当選人の長男

令和5年10月13日に市委員会職員が当選人の長男に電話で聴取したところ、「(当選人は)5月から8月にかけては、月に1～2回週末に船橋に帰ってきていたが、夜は柏に帰っていた、5月19日だけは船橋で寝泊まりしていた」と供述した。

これは、当選人が柏市で起臥^{き が}していたとの主張に沿うものといえるが、当選人の親族の供述であることから、その信用性については減じて考えざるを得ない。

⑤ 前住所地のマンション管理人

当選人からは、令和5年12月22日付けで前住所地のマンション管理人の署名付きの「事実確認」と題する書面が提出されており、その内容は、令和5年4月28日から同年5月19日及び同年6月4日から同年8月6日まで前住所地周辺において当選人を目撃していないというものであった。

一方で、当選人は、「令和5年4月28日は午前中に前住所地で在宅勤務を行い、その後本件住所地の契約のために柏市の不動産会社に赴き、さらにその後荷物を取りに前住所地に戻り、再度本件住所地に向かった」旨、「同年5月19日は在宅勤務終了後に本件住所地から前住所地に帰った」旨、「本件期間中に月1～2回は前住所地に帰った」旨説明しており、上記書面におけるマンション管理人の説明によれば、これらの際の当選人の出入りを同管理人は目撃していないこととなる。

すなわち、上記書面は、管理人が当選人を目撃していないことを説明するものに過ぎず、当選人が前住所地に出入りしていなかったことの裏付けとはならないと言わざるを得ない。

(5) 当選人の居住場所について

① 上記認定事実によると、当選人は、令和5年4月28日に本件住所地の賃貸借契約を締結し、同日に柏市長に転入届を提出した。また、同年5月6日には水道・電気・ガスは使用可能となっていた。

当選人の主張によると、令和5年4月28日に前住所地から本件住所地に引っ越し、その際に布団、衣類、折り畳みテーブルと椅子、コップ、パソコンを持ち込み、数日後にカーテンを購入したとのことであった。

しかし、上記認定事実のとおり、カーテンの購入については供述が変遷しており、当選人がカーテンを購入したと述べる店舗ではカーテンの取り扱いがなく、さらにカーテンの購入を証する物件の提出もないものであって、当選人の供述は信用性に乏しい。(なお、本件住所地はアパートの1階であること、民家が近接して存在し、同民家からは本件住所地よく見えること、さらに当選人が在宅勤務をしていること等の事情からすれば、防犯やプライバシー等の観点からカーテンの設置が必要であることは明らかである。)

当選人は、家事全般は全くしていないと説明しているとはいえ、本件住所地

には冷蔵庫や電子レンジすらなく、また、当委員会職員が現住所地で確認したところ、当選人が本件住所地に持ち込んだと説明する、「マットレス」は簡易式のエアーマットであり、「折畳みテーブル」はクーラーボックスのような物、「折畳み椅子」は高さ20～30cm程度の踏み台のような形状の折畳み椅子であって、当選人が本件住所地で在宅勤務を行っていたと主張していることを合わせ考えると、およそ生活に必要な家財道具が揃っていたとは言い難い。

上記認定のとおり、当選人提出資料には信用性のある客観的証拠は存在しない。一方で、当選人は住所要件を具備するために当該資料を加工しているものとも推測され、かかる当選人の行為は、当選人に本件期間中の本件住所地における起居飲食の事実がないことを糊塗するためのものであると考えざるを得ない。また、本件住所地における水道・電気・ガス使用量の実績や近隣の供述は、むしろ当選人が本件住所地において起居飲食をしていなかったことに親和的なものというべきである。

したがって、本件住所地が一般的な生活の本拠としての実体を有していたと判断することはできない。

- ② 市委員会は、前住所地の水道・電気・ガス使用量が前年と比較して増加している理由は確認できなかったため、市委員会の決定の判断材料とはしていないと主張する。

また、当選人は、長男、長女が大学生になり、身なりに気をつけるようになったため、前住所地の水道・電気・ガス使用量が増加したと主張する。

この点、電気使用量については、空調や照明など居住人数の増減によって使用量が変化しないものもあり、また、気温の変化によって使用量が増加することも考えられる。一方で、水道・ガスについては、トイレや風呂における使用量が居住人数に応じて増減することから、居住人数に連動して変化すると考えるのが自然である。

そうであれば、前住所地の水道・ガス使用量は、当選人の主張する居住実体を前提とすれば、5月以降一貫して前年同月比減となるべきであるが、実際には7月までは水道・ガス使用量ともに前年と比較して増加し、8月以降は9月のガス使用量を除き明らかに減少している、

このことは、当選人の主張する居住実体と矛盾するばかりか、8月において居住人数が変化したことを窺わせるものである。

以上のように、前住所地の水道・電気・ガス使用量は、当選人が、本件期間中本件住所地において生活の本拠を有していたことと矛盾するものであって、むしろ前住所地において生活をしていたと窺わせるものである。

したがって、前住所地の水道・電気・ガス使用量の変化を判断材料としないとする市委員会の主張を採用することはできず、むしろ、この点からは当選人の本件期間中の生活の本拠が前住所地にあったことが認められるというべきである。

(6) 小括

以上のとおり、当選人が本件期間中、本件住所地に生活の本拠たる実体があったことを示す客観的な証拠はない。

これに加えて、当選人による提出資料の加工、本件住所地から現住所地に転居したことを機に郵便局に前住所地から現住所地への転送届を届け出ていること、8月以降は前住所地の水道・ガス使用量が明らかな減少傾向にあることを考えると、当選人は、7月頃までは前住所地に居住しており、本件選挙の告示日前後に柏市内に生活の本拠を移転したと認められる。

5 まとめ

以上のとおり、少なくとも本件期間の前半においては、当選人の生活の本拠である「住所」は、柏市内ではなく、前住所地である船橋市内にあったと認められる。

したがって、当選人は、令和5年8月6日の時点で、引き続き3箇月以上、柏市内に住所を有していなかったことから、本件選挙における被選挙権を有していたと認めることはできない。

よって、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由があることから、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和6年3月5日

千葉県選挙管理委員会 委員長 菊地 秀樹